

四日市市結婚祝金給付制度

このたびは、ご結婚、誠におめでとうございます！！
四日市市では、結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援する
ため、結婚祝金を交付していますので、ぜひご活用ください。

交付金額

10万円（1夫婦あたり）

対象となる主な要件

- 結婚の時期：令和5年4月1日以降であること（婚姻届出日）
- 夫婦の年齢等：婚姻届提出日時点で、**ご夫婦ともに39歳以下**であり
いずれもこの結婚祝金の交付を受けていないもの
- 夫婦の住所：結婚祝金の交付を申請する時点で、**ご夫婦が四日市市
に居住し住民登録がある**こと。
- 定住の意向：結婚祝金の交付決定日から2年以上、ご夫婦が四日市
市に定住する意思があること。
- 税金の完納：夫婦ともに税金を完納していること。



※結婚祝金の交付申請は、婚姻届出日から6か月以内
に行ってください。

※上記のほかにも要件があります。**要件や申請方法など、
詳細は、ホームページをご確認ください。**

申請先・お問い合わせ先

四日市市 こども未来部 こども未来課

住所：〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号（総合会館3階）

電話：059-354-8038（平日8:30～17:15）

メール：kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp

四日市市結婚祝金

検索



四日市市結婚祝金申請の流れ

婚姻届受理日より6か月以内に「結婚祝金交付申請書」に下記の必要書類を添付し、四日市市こども未来課（総合会館3階）へ提出してください。（郵送可）



※申請書は四日市市のホームページからダウンロードできます

	必要な書類	取得窓口
STEP 1 交付申請 【申請者】	戸籍謄本 ※婚姻届け提出後、発行までにお時間がかかります。	夫婦の本籍がある自治体で取得してください。 ※市外に本籍がある場合でも四日市市の窓口で交付を受けられる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。 四日市市に夫婦の本籍がある場合、四日市市役所市民課、地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンターで取得できます。 また、マイナンバーカード所持者で、住所と本籍が四日市市の方はコンビニでも取得可能です。
	住民票 （世帯全員または夫婦の住民票） ○夫婦のみの世帯は、世帯全員の住民票で申請してください。（夫婦個人の住民票でも申請可） ○夫婦以外の世帯員がいる場合は、夫婦個人の住民票で申請してください。（世帯全員の住民票でも申請可） ○夫婦の住所地が異なる場合は、夫婦個人の住民票で申請してください。（世帯全員の住民票でも申請可）	四日市市役所市民課、地区市民センター（中部を除く）、市民窓口サービスセンターで取得できます。 また、マイナンバーカード所持者で、住所が四日市市の方はコンビニでも取得可能です。 ※婚姻届出日以降に取得してください ※世帯主、続柄、本籍の記載は必要ありません ※マイナンバーは記載しないでください
	夫婦それぞれの完納証明書	四日市市役所2階 市民税課で取得できます。 （地区市民センター、市民窓口サービスセンターでは取得できませんので、ご注意ください。） ※婚姻届出日以降に取得してください
STEP 2 審査 交付決定 【市】	審査・交付決定通知書の送付 審査の結果を市から申請者に送付します。	
STEP 3 支払 【市】	支払 申請者の口座に結婚祝金を振り込みます。	